

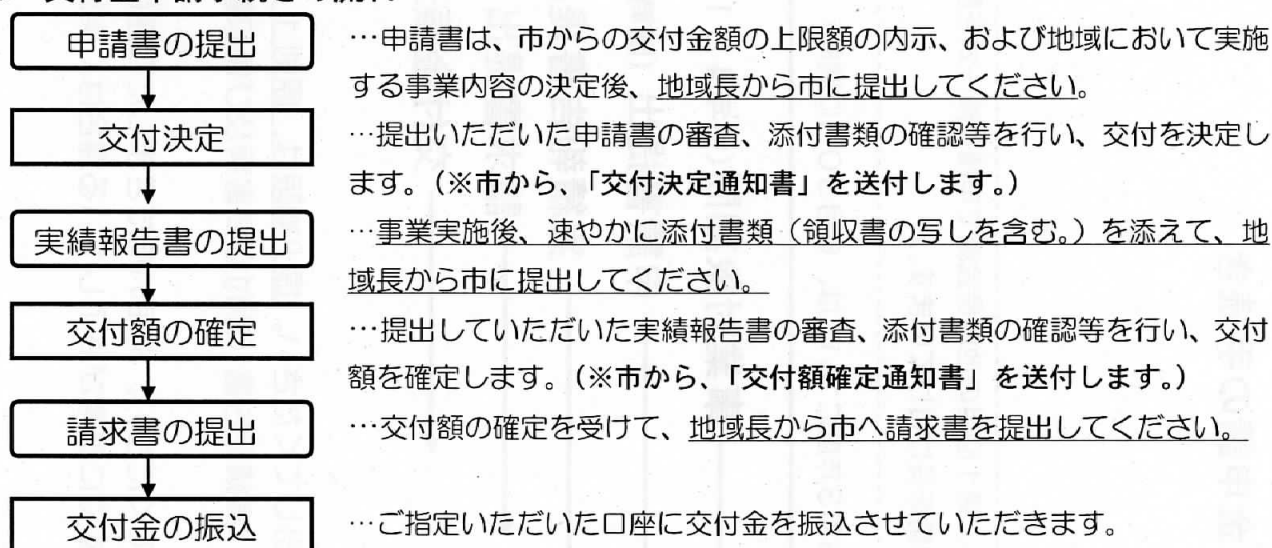
地域活動支援交付金の交付申請等について

地域活動支援交付金は、行政地域の自立と積極的なコミュニティ活動を支援するための交付金です。

1. 地域活動支援交付金の概要

- (1) 申請者は、地域長となります。
- (2) 対象事業は、行政地域、区、自治会及び町内会が行政地域内で行うコミュニティ事業が対象となります。
(対象事業及び対象外事業の事例は、「地域活動支援交付金 交付対象・交付対象外の事例」を参照してください。)
- (3) 交付金の総額は、地域長が設置されている行政地域の全世帯数に 300 円を乗じた額となります。
- (4) 交付金額
 - ・ 均等割額と世帯割額の合計額を上限として各行政地域に交付します。
 - ・ 均等割額は、1 行政地域あたり 12 万円
 - ・ 世帯割額は、交付金総額から均等割額の総額を差引いた額を交付対象世帯数で除して 1 件あたりの額を求め、1 件当たりの額に各行政地域の世帯数を乗じた額となります。(1 円未満の端数切り捨て)
 - ・ 交付世帯数の基準日は、毎年 4 月 1 日です。

2. 交付金申請手続きの流れ

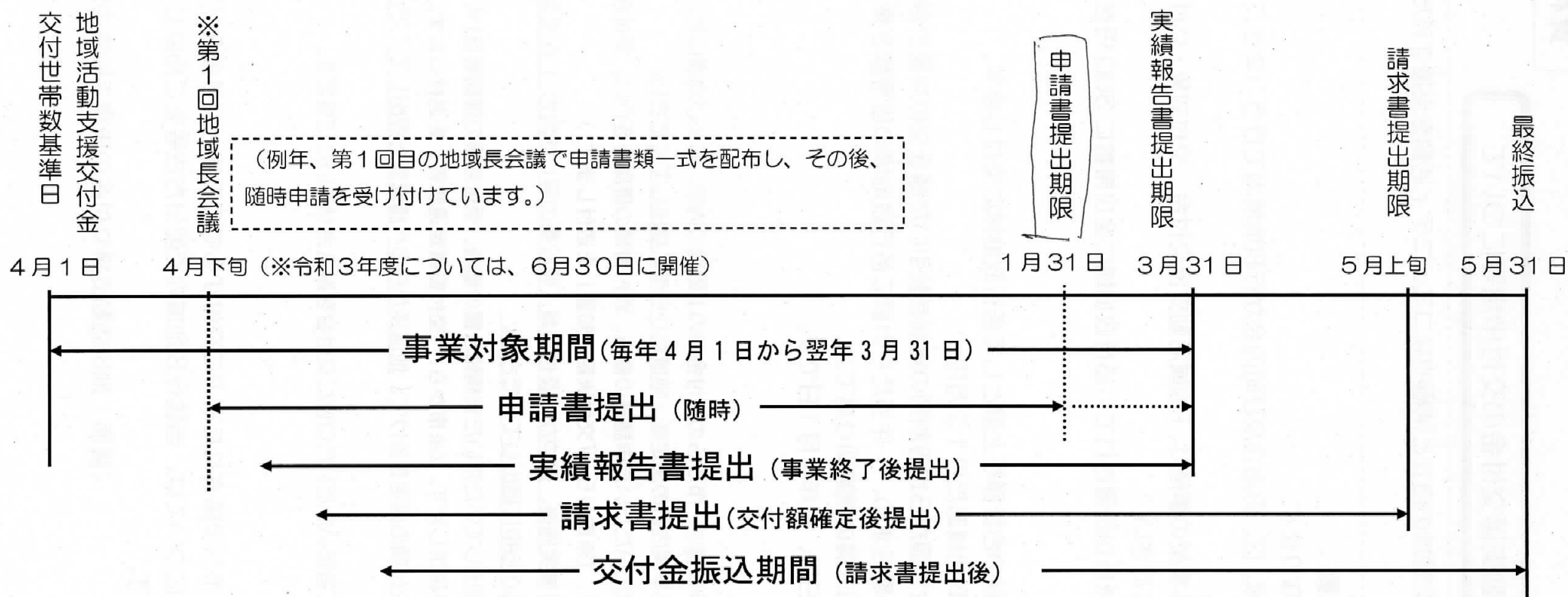


3. その他

交付金は、行政地域から市へ申請されたものに交付するものです。交付金を区や自治会単位で配分される場合については、当該行政地域内で配分方法等をご相談して決めていただくことになります。

(裏面：地域活動支援交付金の申請手続きの流れ)

地域活動支援交付金申請の手続き



- ① 交付申請書を提出してください。提出期限は、原則1月31日までとします。申請内容を確認し交付を決定します。
- ② 事業が終了次第、実績報告書(添付必要書類及び領収書の写しの添付が必要)を提出してください。内容を確認し交付額の確定を行います。
- ③ 請求書を提出してください。指定いただきました口座に交付金を振込みます。
- ④ 申請書提出時にすでに事業が終了している場合は、実績報告書及び請求書を併せてご提出いただけます。

地域活動支援交付金 交付対象・交付対象外の事例

交付対象事例

(1) 行政地域等 の運営に関 する事業	主な事業事例	会議、資料作成、会場使用料、掲示板等の購入費用等
	消耗品費	印刷用紙、封筒、文房具、図書等購入費
	食糧費	会議時のお茶購入費
	印刷製本費	会議資料作成代等
	通信運搬費	郵便切手、電話代等
	手数料	振込手数料、残高証明手数料等
	使用料	コピー機等の事務用機器借上げ料 会議のための施設使用料等
	備品購入費	掲示板、啓発看板、屋外物置等購入費

(2) 集会所等の 維持管理に 関する事業	主な事業事例	集会所運営に必要なもの
	消耗品費	電球、スリッパ、トイレトーパー、消火器、 文房具類、ほうき等の清掃用具等購入費
	光熱水費	電気、ガス、上下水道代
	修繕料	建物の軽易な修理・修繕費 備品・消耗器材の修繕
	手数料	し尿汲み取り手数料
	保険料	火災保険料等
	委託料	施設点検委託料 清掃委託料、植木剪定委託料
	備品購入費	傘たて、掛け時計等の家具類購入費 机、椅子、書棚等の什器類購入費 テレビ、エアコン、冷蔵庫、コピー機、パソコン、 掃除機や音響機器等の電化製品等購入費 食器・食器棚等の調理器具類等購入費

美化活動

(3) 安心・安全 への取組み に関する事 業	主な事業事例	防災・防犯に係るもの 子供見守り隊に係るもの等
	消耗品費	子供見守り隊に係る安全旗、帽子、トレーナー、 ジャンパー等購入費 自主防災に係る備蓄食料品等購入費
	備品購入費	自主防災に係るヘルメット、スコップ、パール等 購入費、啓発看板

(4) 地域の美化 活動に関す る事業	主な事業事例	地域内清掃（※） 出合い作業（道作り） 緑化活動等
	消耗品費	ごみ袋（木津川市指定ごみ袋は対象とはなりません。）、金ばさみ、軍手、竹ぼうき、薬品等購入費
	燃料費	ガソリン等購入費
	食糧費	参加者のお茶購入費
	修繕料	機械修繕料
	保険料	参加者保険料
	委託料	樹木剪定及び伐採等委託料
	使用料及び賃借料	自動車、小型重機等の借上げ料
	材料費	木杵、セメント、砂、アスファルト、鋼材、植木、 苗木等購入費
	機械器具費	草刈機購入費

※区や自治会など、地域で清掃・美化活動に取り組まれる際は、あらかじめ、
まち美化推進課にご相談ください。

（問合先：まち美化推進課 75-1215）

(5) 各種スポーツ、レクリエーション及び地域まつりに関する事業	主な事業事例	地域の運動会・ボーリング大会 桜まつり、夏まつり、虫送り、秋まつり、みこし巡行、もちつき大会等
	消耗品費	印刷等用紙代、封筒、各種文房具、医薬品等購入費
	燃料費	ガソリン等購入費
	食糧費	会議時のお茶購入費
	印刷製本費	会議資料・ポスター・プログラム作成代等
	光熱水費	電気、ガス、上下水道代
	通信運搬費	郵便切手、電話代等
	保険料	参加者保険料
	委託料	会場設営（テント・机・椅子等）委託料
	使用料及び賃借料	音響機器等の借上げ料、土地・会場借上げ料
	材料費	木材、砂等購入費
	備品購入費	机、椅子、テント、各種スポーツ用具等購入費

交付対象外事例

役員報酬	地域内各種役員への報酬・謝礼・御礼
飲食費	会議時や出合い作業時のお茶・ジュース以外の飲食費全て
祭り等イベントの景品、記念品	イベント参加賞、抽選会景品など
積立金	地域名義及び集会所管理積立など
金券	図書カード、商品券など現金に準じるもの全て
宗教活動	助成金、寄附金、祝儀、お布施など
営利を目的とした事業	販売を目的とする物品・食料等購入費など
募金	共同募金など

その他

交付対象・交付対象外事例にないものを地域活動支援交付金の事業として検討される場合は、総務課にご相談ください。

令和3年10月1日現在